

駐車場の附置義務について

1 根拠

◇駐車場法に基づき、岡崎市駐車施設条例により駐車施設の附置の義務づけがされている
条例制定 S46.6.28 改正 S59.06.28、H4.3.27

※駐車場法（昭和32年5月制定）

駐車場法は、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的としている。

この法律により自動車交通が輻輳(ふくそう)する市街地内に都市計画として駐車場整備地区を指定し、路外駐車場の設置を促進し、また駐車場整備地区及びその周辺に建築される一定の規模及び用途の建築物については、駐車施設の附置義務を課すことが可能となると同時に、駐車場の構造、設備あるいは管理についても、適切な水準を確保するための基準が設けられた。

2 附置義務対象区域

駐車場整備地区のみ【条例第4条、第5条、第6条】	→	図-1のとおり
--------------------------	---	---------

※駐車場整備地区…面積 約69.3ha（康生伝馬地区 約53.5ha、明大寺地区 約15.8ha）
都市計画決定 当初決定 S46.4.43 変更 S48.6.1、H22.12.24

3 附置義務内容

◇駐車施設の附置

イ) 特定用途の建築物	延べ床面積が2000㎡を超える新築	2000㎡を超える部分の面積に対して300㎡ごとに自動車1台
	延べ床面積が2000㎡を超えることとなる増築	

§ 特定用途とは、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で規則を定めるもの。

例) 劇場、百貨店、事務所等（規則第3条）

※延べ床面積の目安として…2,000㎡：三菱東京UFJ銀行、安田生命 1,000㎡：万珍軒本店、備前屋事例）（延べ床面積が）2,001㎡のとき附置義務は1台、2,900㎡では3台。

ロ) 非特定用途の建築物	延べ床面積が3000㎡を超える新築	3000㎡を超える部分の面積に対して300㎡ごとに自動車1台
	延べ床面積が3000㎡を超えることとなる増築	

§ 非特定用途とは、特定用途以外のもの。

例) 住宅、共同住宅等

§ 非特定用途の延べ床面積の算定には、駐車施設の用途に供する部分の延べ床面積を除く。

事例）（延べ床面積が）3,001㎡のとき附置義務は1台、3,600㎡では2台。

ハ) 特定用途及び非特定用途を有する建築物	イ)と同様 → その全部を特定用途とみなすため。 【条例第4条第2項】
--------------------------	--

§ 非特定用途の部分に駐車施設の用途に供する部分があるときは、その部分を除いて適用。

◇駐車施設の規模

自動車有効に駐車し、かつ出入りすることができるもので、駐車台数1台につき巾2.5m以上、奥行6m以上 【条例第7条】

4 その他

岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例により18mを超える共同住宅の新築に対し、駐車施設の附置を定めている。

図一-1 駐車場整備地区

康生伝馬駐車場整備地区

明大寺駐車場整備地区



凡

例

駐車場整備地区

